

法曹養成制度改革顧問会議

第16回会議 議事録

第1 日 時 平成27年2月24日（火）自 午前 10時00分
至 午前 11時45分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 法曹有資格者の活動領域の拡大について
- 4 法曹人口について
- 5 法科大学院について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問
発言者 法務省大臣官房司法法制部鈴木昭洋参事官
文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大塙室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第16回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。

各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめた青色のファイルを置いておりますので、適宜、御参照いただきますよう、お願ひいたします。

○大塙室長 推進室からの報告事項といたしまして、初めに、昨年11月12日に民主党から法曹養成制度改革に関する緊急提言が示されましたので、西山副室長から御報告いたします。

○西山副室長 それでは、御報告申し上げます。

法曹養成制度の在り方をめぐる政府の検討は、民主党政権時の平成22年3月から開催された法曹養成制度に関する検討ワーキングチームに始まり、法曹養成制度関係閣僚会議へと続きました。その後、政権交代があり、法曹養成制度の在り方について改めて検討することとなり、現在の法曹養成制度改革推進会議へと続いております。

昨年11月12日に民主党から法曹養成制度改革に関する緊急提言が示され、同日、官房長官に提出されました。資料2、通し番号3ページを御覧ください。推進室では、昨年11月20日の第13回顧問会議の際に、参考資料をまとめた青いファイルにこの緊急提言を編綴しておりましたが、本日の顧問会議で改めて御報告する次第です。

この緊急提言では、通し番号4ページ以下に、直ちに取り組むべきとされる施策が挙げられております。その概要を申し上げますと、予備試験について、予備試験の合格率を相当程度に高めること、また、法科大学院について、実務家教員の割合を「3割以上」に引き上げることや、総定員を2,000人程度に削減すること、さらに、司法試験合格者数について、平成27年以降の司法試験合格者数を1,500人程度にすることを数値目標とすること、司法修習について、経済的事情により司法修習を断念せざるを得ない者の実態調査を行うなどして、真に必要があると認められる場合には、経済的困窮状態にある者に限定した支援措置の導入を検討することなどがそれぞれ指摘されております。

御報告は以上でございます。

○大塙室長 ただいまの報告につきまして、何か御意見とか、あるいは御感想とかがありましたらお願いしたいと思います。

特によろしいですか。

それでは「法曹有資格者の活動領域の拡大について」という議題にまいります。

この議題につきましては、昨年11月の第13回顧問会議で有識者懇談会及び分科会における取組状況等について報告いただいたところでありますけれども、その後の進捗状況について法務省から報告がございます。

司法法制部の鈴木参事官、よろしくお願ひいたします。

○鈴木参事官 法曹有資格者の活動領域の拡大につきましては、ただいま御案内にありました

とおり、昨年11月20日の顧問会議において御報告させていただきましたが、本日はその後の経過等を中心に御紹介させていただきたいと思います。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組は、弁護士を始めとする法曹有資格者が法廷実務にとどまることなく、いわば国民の社会生活上の医師として、その専門的な知見を活用し、社会の様々なニーズに即した法的支援を行うことを目的とするものです。

このような観点を踏まえまして、前回の報告以降、国・自治体・福祉等分科会、企業分科会、海外展開分科会の3つの分科会がそれぞれ2回ずつ開催されたほか、今月9日には親会に当たる有識者懇談会が開催されました。有識者懇談会につきましても、顧問会議と同じく設置期限が本年7月15日とされておりますので、それまでに取組の実績や今後の展望などを取りまとめることとしております。

お手元の資料3、取りまとめ骨子を御覧ください。有識者懇談会の検討の総括に向かまして、これまでの検討状況を骨子という形で整理したものです。

それでは、ただいま申し上げました分野ごとの状況について、取りまとめの骨子に基づいて順次御説明をさせていただきます。

取りまとめの骨子は、それぞれ分科会ごとに「これまでの取組」「課題と対応策」「今後の展望・方向性」という3つの項目について記載しております。また骨子と併せて、骨子の冒頭に「活動領域取りまとめ骨子について」と題するカラーの1枚紙を付けております。こちらは説明の便宜のため、取りまとめ骨子の概要を1枚紙にまとめたもので、上から順に、緑色の部分が国・自治体・福祉等分科会、真ん中のオレンジ色のものが企業分科会、一番下の青色の部分が海外展開分科会となっております。また、それぞれの分野につき、それぞれ骨子と対応する形で、上から「現状」「取組」「課題と対応」「展望」という項目でまとめ、前提として、把握されている現状に関するデータについても付記して整理したものになっております。私の説明に当たりましては、こちらの1枚紙を御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

初めに、国・自治体・福祉等の分野について御説明いたします。

まず、これらの分野における法曹有資格者の活動状況を見ますと、例えば地方自治体において常勤職員として勤務する法曹有資格者は、平成25年10月には48の自治体におきまして62名であったものが、平成27年1月には63の自治体で85名と、着実に増加しております。同様に、国の機関における法曹有資格者である任期付公務員の数につきましても、平成18年には47名であったものが、平成26年には、原子力損害賠償紛争解決センターに勤務する202名を含めまして、合計335名にまで増加しております。

このような中、国や自治体に関する分野については、日本弁護士連合会に設置された自治体等連携センターを通じて、各種の行政連携に向けた取組を進めており、それらが具体的な条例制定や行動計画の策定支援に結び付いた事例も出てきております。また政策法務など、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった領域につきましても、特に弁護士を対象とした任期付公務員についてのセミナーの開催など、任用促進に向けた取組を進めております。

福祉の分野におきましては、法務省において平成26年中に検討会を立ち上げ、充実した総合法律支援の在り方について検討を行ってまいりました。また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会、法テラスなどにおきまして、高齢者・障害者の抱える福祉に関する問題を包括的に解決するための取組が進められております。

このような中で見えてきた課題といたしましては、例えば自治体においては、政策法務等、今後の法曹有資格者の活躍が一層期待される新たな分野において、その能力を活用することが行政にとって有用であるとの認識がまだ十分に浸透しているとは言い難い状況である点が挙げられます。また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会においては、法曹有資格者の活用を考える自治体に人材が適切に供給されるだけでなく、当該自治体での任用をきっかけに、法曹有資格者が当該自治体内でキャリアを積み上げる、あるいは任期終了後にその経験を生かし、途切れることなく次の活動の場を得られるような体制作りのための取組も併せて進める必要があります。

福祉の分野においては、日本弁護士連合会や各地の弁護士会において、福祉に携わる専門職種のネットワークに弁護士が積極的に関与することなどを通じ、高齢者や障害者が抱える法的な問題の実情に通じた弁護士の養成・確保を進めるとともに、子供や貧困対策等の分野の実情等をよく理解した弁護士を養成していく必要があるところです。

今後の展望については、ただいま御紹介いたしましたような課題を克服することを通じ、法曹有資格者の活動領域は、国・自治体・福祉等の各分野において、量的にも質的にも拡大することが期待されるとしております。

続きまして、企業の分野につきまして御報告いたします。

企業活動の複雑・多様化に伴い、旧来の法廷を中心とした紛争処理の局面だけでなく、コンプライアンス、知的財産対応、更には経営戦略といった、企業活動にとって重要な分野にも法曹有資格者の進出が見られるところです。その代表例とも言える企業内弁護士の数を見ますと、平成17年5月の時点では68社123名であったものが、平成26年6月には619社1,179名にまで増加しております。特に平成25年から平成26年にかけて、1年間に200名以上という大幅な伸びを示しております。

このような状況を受け、企業分科会においては、企業における弁護士の活動領域の拡大を図るための基盤として、ひまわりキャリアサポートセンターを日本弁護士連合会内に設置するとともに、企業を含めた弁護士の求人求職情報を掲載するシステムである、ひまわり求人求職ナビを求人側・求職側の双方にとって利用しやすいものとなるよう改悪を行い、同システムを利用した企業の分析などを通じ、より効果的なマッチングの方法を検討してきました。

同時に、日本弁護士連合会等が法曹有資格者に対し、就職説明会やセミナーなどを通じて、企業で勤務する選択肢を示し、他方、企業側に対しては説明会などを通じて、法曹有資格者を活用することのメリットを広報するなど、企業内弁護士の活用を進めるための環境整備を行ってきました。例えば今月2日には、経団連の後援の下、日本弁護士連合会が法務戦略としての法曹人材の有効活用をテーマとしたセミナーを開催し、170を超える企業から出席者があつ

たところです。

今後の課題としては、企業におけるニーズの多様化に対応するべく、弁護士としての経験や専門性に応じて、法律家としての専門的な知見を提供するといった業務に加え、いわゆるライン職としての総務・営業などの分野や企業戦略の策定などの業務に対応することができるよう、企業側のニーズの的確な把握や、企業側・法曹有資格者側双方への情報提供の拡充などを通じて、ニーズと人材を効果的に引き合わせるための体制作りを進めるという点が挙げられます。このような取組が進むことで、企業で活動する法曹有資格者の役割は質的にも量的にも引き続き増加していくことが予想されます。

なお、昨年11月20日の顧問会議におきまして、有田顧問から、地方の企業において人材が得られるような取組が必要であるとの御指摘を頂きました。この点、ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するアンケート結果によりますと、求人を行っている企業は3大都市圏を中心ではあるものの、それ以外の地域の企業にも利用が見られるようです。

先日の企業分科会におきましても、昨年12月に修習を終えた岡山弁護士会における新規登録者16名のうち3名が企業内弁護士であったとの報告がありました。この背景には、平成25年から岡山大学法科大学院が地元企業と連携して企業内弁護士の採用を進めるための取組を積極的に行なったことによる成果があるものと推察されます。

最後に、海外展開分科会について御報告いたします。

グローバル化が進む中、日本企業の海外展開も様々な形で進んでおります。外務省の統計によりますと、日系企業の海外拠点の設置数は、中国、タイ、インドといった新興国を中心に、平成25年現在で4万か所を超えております。日本企業等の海外進出が進むと、当然、現地において法制や商慣習の違いなどから思わぬ法的トラブルに直面する機会も増加します。このような法的トラブルに対して、日本の法曹有資格者がどのような支援を行うことができるのかという点は早急に検討する必要があるところです。

このような観点から、法務省におきましては新興国における法制度やその運用の状況、現地に進出している日本企業や在留邦人の直面する法的リスク等を探るため、法曹有資格者による現地調査を行なっているところです。また、日本企業等の海外展開を政府全体として法的側面から支援するための、国際法務に係る日本企業等支援に関する関係省庁等連絡会議についても法務省は構成員として参加しているところです。さらに、日本弁護士連合会においても、新たに立ち上げた海外業務推進センターにおいて、海外展開を考える中小企業を支援するための海外展開支援弁護士紹介制度を始め、様々な取組を行なっているところです。

今後の課題といたしましては、地方の企業や中小企業の海外進出を法的な側面から支えるため、大規模事務所による大企業の支援から更に裾野を広げることが挙げられます。また、企業に加えまして在留邦人に対する支援についても法曹有資格者の活躍が期待されるところです。このような課題に対応するためにも、在外公館との連携や日本にいる弁護士へのアクセス改善なども検討する必要があるほか、国際的な問題に対応できる人材の養成も重要であると言えます。これらの取組を通じまして、海外に進出する日本企業や在留邦人に対し、法曹有資格者が

より充実した法的サービスを提供するという役割が拡大することが想定されるところです。

以上が、有識者懇談会及び分科会の検討状況です。

今後は、現在の体制が満期を迎える本年7月までを目途に、ただいま御報告申し上げました検討の状況を踏まえ、総括としての取りまとめを行いたいと考えております。取りまとめに当たりましては、昨年11月の顧問会議におきまして御指摘いただきましたとおり、その優先順位や実施主体について十分に整理を行いたいと考えております。

なお、有識者懇談会及び分科会に提出されました資料及びこれらの会議の議事録につきましては、法務省から法曹養成制度改革推進室への報告の一環として、別途、推進室に提出させていただいておりますことを併せて御報告させていただきます。

私からの御紹介は以上でございます。

○大場室長　ただいまの報告に関する意見交換は、次の議題の法曹人口についての意見交換の際に併せて行いたいと考えております。今の時点では、今の説明に対する御質問、あるいはこの資料についての御質問がありましたら伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問　では、質問ですけれども、これは「骨子」と書いてあるので、骨子の背景に本文というものがあるわけですか。

○鈴木参事官　はい。今後、御指摘の本文の取りまとめに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○吉戒顧問　それから、この取りまとめというものは、そもそも宛先はどこなのか、誰に対してこれを出そうとしているのかを、基本的なことですが、確認したいのです。

○鈴木参事官　設置要綱によりますと、報告の宛先は、推進室に対して行うこととされています。

○吉戒顧問　分かりました。それでは、感想を言っていいですか。

いろいろ御議論されて、苦労されているのはよく分かります。しかし、何か全体的な印象が、骨子の段階なのですけれども、総花的で、内容にインパクトがないように思います。問題意識がはっきり出ていない感じがするのです。どうして法曹の活動領域が拡大しないのかという原因をしっかりと把握していないのではないかという感じがします。例えば、自治体とか国に、公務員としての採用が少し伸びたというのですけれども、微々たるものです。どうして拡大しないのかということについて、国とか自治体側のニーズをきちんと聞いているのですか。

また、これに書いてある処方箋は、有用性について先方の理解が十分ではないから、シンポジウムとかいろいろ広報活動をやろうというふうに書いてあるのですが、受け取る方は弁護士を公務員に採用した場合にどういう働きをしてくれるのかとか、あるいはそういう者を使おうとする場合に行政側としてはこういう隘路があるのだということをちゃんとつかまないと拡大しないのではないかでしょうか。そういう切り込みが全体に浅いというのが私の感想です。

○大場室長　今、原因とか突っ込みが足りないのではないかという感想を含めた御意見が既にあったわけですけれども、分科会なり有識者懇談会の方でこういった調査をしたとか、こうい

った声を聞いたとか、そういうものがありましたら少し御紹介いただいたらいいと思います。

○鈴木参事官 吉戒顧問から御指摘いただいた点は、自治体等分科会において中心的な課題として議論はされており、特に法曹有資格者がいかに有効な役割を果たすことができるのかという点をどのように浸透させていくのかが大きなテーマと考えております。今後、御指摘を踏まえて、更に総括的な取りまとめに向けて検討してまいりたいと考えております。

○吉戒顧問 浸透させていくというのはこちら側がやる働きかけのことでしょう。先方のニーズをつかまないといけません。こちらから一方的にこんなものをやりますと言ってもどうなんでしょうか。

○有田顧問 いいですか。

○大塙室長 できましたら、質問を中心にお願いできればと思うのです。法曹人口の説明をした後に併せて意見交換をしていただきたいと思いますので、とりあえずは御質問を中心にお願いしたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 この海外展開の部分が、今、先ほどの話にもあるように、薄いという感じがどうしてもするのです。それで、海外展開している企業が4万社もある。その中で一体、彼らは何を現場で苦労しているのかというのは、法律が分からぬというレベルの問題ではないです。要するに、現場での日常生活の中で、向こうの政府がどういう規制をかけてきて、その中でどうなっているのか。労使関係をどうするのか。こういう問題は日々、彼らは法務の中で議論し合いながら苦労している。そういう状況は多分、各国にある日本企業が構成している商工会議所に行けばすぐに分かることだと思います。これは多分、阿部顧問が専門家だと思うのですが、現地商工会議所に実際にアクセスした上で聞いていただければ、どこに需要があるのか容易に判ると思います。

この東南アジア地区に4万社の企業が行っていると言いますけれども、時期が遅れて対応が5年も10年も経ってしまいますと、多分もう東南アジアは終わりで、今度はアフリカに場所が移ってしまうのではないかと思います。こういう企業の機動性といいましょうか、迅速性について、そこをやはりきちんと、法曹人口の調査をするときには考えながら、今、現実に何が必要なのか、そして、迅速に何をどう動かしていくかなければいけないかを考えていかないといけないのかなというのが、私の感想です。吉戒顧問の話がありましたので、それに追加という形で意見を言わせていただきました。

以上です。

○鈴木参事官 御指摘ありがとうございます。

海外展開分科会の構成員の中には日本商工会議所も入っております、今、有田顧問から御指摘いただいたような問題意識も分科会においては意見交換がされており、大きな課題として認識しているところでございます。

○大塙室長 では、橋本顧問お願いします。

○橋本顧問 進行についてですが、質問と意見に関しては分かりましたが、要望はどうしたら

よろしいですか。

○大塙室長 後でまとめていただけますでしょうか。法曹人口のところとも関係すると思いますので。

○橋本顧問 分かりました。それでは、質問を2点お願ひしたいと思います。

1点目は福祉の分科会についてなのですが、通し番号25ページの真ん中のところに「福祉の分野において、法務省は、別に有識者による検討会を開催し、充実した総合法律支援の在り方の検討を進めてきた。」という文章がございますが、具体的にどのような検討が進められ、従前に比べてこの分野の法律扶助がどう変わり、充実するのかなどの見通しがあれば是非教えていただきたいと思います。

もう1点ですが、3つの分科会のいずれにも関係するのですが、例えばということで国・自治体・福祉等分科会について申し上げますと、通し番号27ページの真ん中辺りに「中長期的には、これまで国や自治体等で職務に従事した法曹有資格者の実績を踏まえたキャリアパスが定着することにより、自治体における常勤職員の採用の促進につなげるとともに、市民相談や紛争解決といった従来から弁護士が活用されていた分野だけでなく、政策法務や福祉行政等の分野においても、それぞれの自治体の規模やニーズに応じて、常勤職員、非常勤職員、更には顧問のような形での関与というように、様々な形で弁護士が自治体運営の一角を担うようになることが期待される」という文章があります。

この「中長期的に」という用語は、先ほど述べましたとおりこの分科会だけではなくて、企業分科会や海外展開分科会の文章にも使われていますが、この場合の「中長期的に」というのは、具体的にどのくらいのタームを想定しておられるのか、例えば、キャリアパスができ、それが定着するのにどのくらいの期間を想定して、具体的な活動を行うことを考えた提言になるのでしょうか。

以上の2点について御質問したいと思います。

○鈴木参事官 1点目の、検討会における検討状況と、その後の状況の御質問についてですが、検討会におきましては、高齢者・障害者の問題や、大規模災害に対する対処、更には犯罪被害者に対する対応等について、様々な観点から意見交換がされ、具体的な方策について検討がされたと承知しております。ただいま、立法に向けた作業も視野に入れつつ検討を進めていると聞いているところです。

2点目の御質問ですが、各分野とも、法科大学院段階などの法曹養成段階も含めた取組について意見交換がされているところであり、こういった法曹養成段階での取組の成果が表れるような段階を想定しているところです。

○大塙室長 納谷座長、どうぞ。

○納谷座長 法科大学院のことが何か所かで出ているのですけれども、この文書の名宛てが推進室であるとすれば、法曹養成との関係で言いますと、法科大学院でどんな取組をしているかという実態をきちんと調べて、ここへ反映されているとは思うのですが、その辺のことはどの程度になっているのでしょうか。

はつきり言えば、この文書を見ますと、弁護士になった方々、法曹有資格者になった方々がどういう苦労をして、今、開発しているというのでしょうか、開拓しているというのでしょうか、それはよく分かりました。けれども、これから夢を持って学びたい若者に対してどういうメッセージを出すかについて、この分科会ではいろいろ議論なされていたかどうか。先ほどの話ですと、されているように聞こえたのですけれどもね。

○鈴木参事官　納谷座長御指摘の点は、分科会においても非常に重要なテーマとして扱われております、特に、企業分科会と海外展開分科会において、法科大学院などの養成段階での取組について活発な意見交換がされております。

今回は、取りまとめの骨子ということですので、その点は余り表れておりませんが、今後、総括的な取りまとめに当たっては、御指摘を踏まえ、反映していきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○大場室長　他に御質問は。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問　私の質問に関するお答えがやや抽象的で分かりにくかったのですが、お願いしたいのは、今の段階で福祉に関する総合支援のことが立法を含めてまだ検討中ということであれば、それがある程度形になりそうな段階で改めてお話を頂きたいと思います。後に意見のところで申し上げますけれども、この分野の活動は、財政的な支援制度をきちんとしないといつまでもボランティアで続けなければならず、それでは後進にもつなげないことになりますので、その辺の充実策について、是非前向きの検討をお願いしたいというのが1つです。

それから「中長期的に」というのは、確かに法曹養成課程の問題もありますが、先ほどのキャリアパスなどの議論になると、むしろ任期を終えた後に法律事務所に帰れる（入れる）かどうか、帰ってきたときに、それまでの経験がどういう意味でキャリアパスになるのかということが問題になるので、何かそこに適切な仕組みを作らないとうまく回らない話だと思うのです。企業についても類似の問題があるのでけれども、そういう仕組みについてどう考えて、これを構築していくか、それができてくれればだんだんと拡大への道が開けてくると思うのですが、そういうものの構築をどのくらいのタームでお考えになって、どんな手を打たれようとしているのかというのがむしろ非常に重要なことなのではないかなと思っているものですから、御質問申し上げました。

この点はまた意見のところで申し上げたいと思います。

○大場室長　あと、何か御質問ということではよろしいですか。

それでは、鈴木参事官、どうもありがとうございました。

次に「法曹人口について」に移りたいと思います。

法曹人口調査について、前回に引き続いて、推進室から御報告をいたします。

岩井参事官、よろしくお願ひいたします。

○岩井参事官　それでは、法曹人口調査につきまして、前回に引き続き、分析の状況などを御説明します。

法曹人口調査につきましては、現在も引き続き分析を行っておりますが、今回提出いたしました資料は通し番号35ページからの資料4になります。

まず、通し番号35ページからの資料4-1を御覧いただきますと、こちらは前回の会議における顧問からの御指摘を踏まえて、裁判事件数の調査について、更に分析を進めてみたものです。事件数関係のデータは最高裁判所から提供を受けたものでして、推進室で分析を行っております。また、資料にあります事件類型は、基本的には司法統計における分類に従っております。

通し番号35ページから47ページまでですが、民事第一審通常訴訟において事件類型別の既済事件の推移を見ようとするものです。大きな傾向をつかむために、昭和53年から平成25年までの既済事件のデータを対象にし、5年ごとに事件数の多い類型を明らかにしまして、各対象年の上位5つに該当するものを取り上げました。こうした事件類型については、既済事件数の傾向と、それから、前回御説明しました代理数や非代理数、代理割合というものを示しております。

地裁の既済事件については通し番号35ページにありますが、売買代金、貸金、立替金、交通損害賠償、その他の損害賠償、金銭のその他、建物、土地、その他という9類型が上位のものになっております。

この9類型につきまして、既済事件数の傾向を見たものが通し番号36ページにございます。売買代金や貸金、立替金、土地がおおむね減少傾向にある一方で、交通損害賠償やその他の損害賠償、建物が増加傾向にあります。なお、その他の損害賠償というものは、損害賠償事件の中から、交通の他に医療や知的財産といった専門的知見を有する損害賠償を除いたものになります。

そこで、通し番号38ページの下段と39ページの上段のグラフを見ていただきますと、交通損害賠償の代理割合は近年90%台でありますと、その他の損害賠償も約80%となっております。

通し番号40ページの上段の建物の代理割合は、近年40%前後にとどまっています。

こうして見てみると、損害賠償事件というものは代理割合が8割程度となっておりまして、他の事件に比べて高い傾向にあります。こうした類型の事件数が近年増加していることからしますと、長期的な傾向としましては弁護士が求められる事件類型が増加傾向にあることが言えるのではないかと考えております。

次に、通し番号42ページからの簡裁についてのデータを見てみると、簡裁についての上位事件類型は、地裁の上位事件類型の9類型から、その他を除いた8類型が該当しました。昭和53年を除きまして、貸金や立替金、金銭の他の事件類型で既済事件数の8割ないし9割程度を占めていることが分かると思います。

その既済事件数について見てみると、通し番号43ページにありますとおり、これらはいずれも、少なくともここ4年程度は減少傾向にあることが分かります。

通し番号44ページから通し番号47ページの代理数を見ていただきますと、全般的に代理

数は安定していることも分かります。

他方で、地裁と同様に、損害賠償に関する事件が増加傾向にあることが分かります。特に通し番号45ページ下段の、交通損害賠償の代理数と代理割合が平成15年から急増していることが分かります。

続きまして、刑事事件と少年事件について御報告します。

通し番号48ページには、刑事第一審通常訴訟の終局を迎えた被告人のうち、弁護人が付いた者の数を地裁・簡裁別に示しております。全体的な傾向といたしましては、一番上にありますように、終局人員全体を示す濃いグレーの実線と比べて、その直下の破線にありますように、弁護人が付いた被告人数はもともと多くの割合を占めておりまして、しかも近年、その割合が増加していることが分かります。平成元年頃と比べますと、国選弁護人が付いた被告人の割合が増加して、私選弁護人が付いた被告人の割合が減少しているのが特徴になります。

通し番号49ページでは、少年一般保護事件について終局を迎えた少年のうち弁護士の付添人が付いた者の数を示しております。統計のとり方の関係上、平成10年までと平成11年からとでは少しデータが異なりますので、その点に御留意いただければと思います。全体として、弁護士である付添人が付いた少年が少なく、その割合は平成12年でも約4%でした。平成25年になると、これが約20%になっております。

また、被疑者段階の国選弁護人の選任状況が通し番号50ページにあります。平成21年5月の対象事件の拡大後に選任数が急増していることが分かります。

進みまして、通し番号51ページから54ページまでは人事訴訟事件について事件類型別の推移を見ようとするものです。大きな傾向をつかむために、手元にあります昭和53年から平成25年までの既済事件のデータを対象に、5年ごとに既済事件数の多い事件類型を見てみましたところ、離婚が8割を超える割合を占めていることが分かります。

そこで、民事事件と同様に総数と離婚事件の既済事件の推移を見てみると、通し番号52ページにあるとおり、全体として増加傾向にあることが分かります。

次に、通し番号53ページに代理事件数がありますが、更に54ページにある、代理数と非代理数、代理割合を見てみると、弁護士が代理人として付く割合が向上していることが見てとれます。

裁判事件数に関する報告としては最後になりますが、通し番号55ページから56ページまでは家事事件の調停や審判事件のうちで、代理関係のデータがあります遺産分割と婚姻関係の事件について事件類型別の推移を見ようとするものです。

まず、通し番号55ページは遺産分割事件の代理人付きの事件数の推移を示したものです。既済事件数は全体として増加傾向にありますと、代理人が付いた事件の割合も平成年間では6割から7割に達しており、特に平成20年代になりますとその割合が上昇していることが分かります。

通し番号56ページは、婚姻関係事件の代理事件数と代理数を示したものです。

裁判事件数の資料の説明は以上になります。

次に、供給側の状況について御説明いたします。通し番号57ページ、資料4-2を御覧ください。

こちらは、司法修習終了者の進路別人数の推移を示したものです。人数は各期の司法修習終了直後の時期のものであります、第60期から第65期までは新司法試験合格者に対する新司法修習と旧司法試験合格者に対する修習の分を合計したものになっています。例えば第67期は、判事補に任官した者が101人、検事に任官した者が74人、修習終了直後に弁護士登録した者が1,248人となっております。

この第67期においては、その他、すなわち判事補や検事に任官せず、修習終了直後に弁護士登録をしていない者が550人いますが、こうした未登録者の推移をお示ししたものが、次の通し番号59ページ、資料4-3になります。こちらは日本弁護士連合会が調査したものまとめたものになります。

この表の一番左側の列には、司法修習の期と弁護士一括登録日を示しております。旧司法試験合格者に対する修習は8月下旬ないし9月上旬、それから、新修習は12月15日ないし12月20日が一括登録日になっております。

黒字の項目は、修習終了直後の弁護士一括登録日の時点からその後、約12か月後までの未登録者の数を示したものであります、その右の列にありますグレー字の項目はアンケート調査によって判明した弁護士未登録者に対する進路の内訳になります。弁護士一括登録日からおおむね2か月ないし4か月後のものと12か月後のものをお示ししています。なお、現行第60期の約6か月後の升目のように「-」が引かれている升目はデータがないことを示しております。

この表を御覧いただきますと、弁護士一括登録時点での未登録者は、新第60期では3.3%であったものが、新第63期では11.0%、第65期では26.3%となっています。第66期では570人で28.0%、第67期では550人で27.9%となっておりまして、増加の程度が緩くなっていることが分かります。

これが1か月後になると、第65期から第67期までの3期分ではおおむね15%程度になっておりまして、2か月後になると8%ないし10%となります。修習終了者で任官しない者のうち約9割が弁護士登録をしていることになるかと思います。

第65期と第66期について、その後の状況を見てみると、12か月後には未登録者の割合は2.5%から2.8%になっております。さらに、その内訳が右端の列にありますが、企業、官庁、大学等への就職等が第65期では17人、第66期では23人でありまして、就職活動中や状況不明、その他が各期で34人になっております。

次に、1枚めくっていただきまして、資料4-4として「第65期・第66期における就業状況について」という資料があります。こちらは日本弁護士連合会が実施した第65期・第66期会員に対するアンケート調査の結果を基に、就業状況を明らかにするために作成したものです。

まず一番上の表は、新規登録を行った時期についての回答をまとめたものです。一括登録日

の登録者は全体で707人で71.5%、1か月後までの登録者が139人で14.1%、3か月後までの登録者が89人で9.0%となっておりまして、これらの累計が94.6%となっております。こうした傾向は、各期別に見ても変わりありません。

次に、真ん中の表ですが、弁護士一括登録日より後に新規登録をした時期ごとに、弁護士一括登録日に登録できなかった理由が何であったと回答しているのかを示したクロス集計表になります。左側の合計を見てみると、就職活動継続中のためが118人で41.8%を占めていますが、就職先は決まっていたが、入所又は入社予定日が一括登録日以降であった人も29.1%となっておりまして、これと、就職先は決まっていたが、一括登録日の審査日に間に合わなかつたための19.9%を合わせますと49%となります。

登録時期ごとに区分けをして見てみると、一括登録日から1か月後までは就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかつたか、入所又は入社予定日が一括登録日以降であつたことを理由としている者の割合が多く、これが時期が遅れるにつれて減少している傾向があることが分かります。

その下の黄色と灰色の表ですが、真ん中のクロス集計表を統計学的に検定したものになります。一括登録日までに就職先は決まっていたが、審査日に間に合わなかつたり、入所又は入社予定日が一括登録日以降であつた人が、一括登録日から1か月以内の場合には多い傾向が見てとれまして、それよりも遅れますと、今度は就職活動を継続していた、あるいは開業を準備していたなどの理由によって登録が遅れた人が多いという傾向が分かります。

次の62ページは、これを各期別に見てみたものになりますが、全体の傾向としても特に変わらないことが分かると思います。

調査結果の分析については以上でございます。

○大塙室長 それでは、ただいまの報告と、先ほどの法曹有資格者の活動領域に関する報告につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がありましたら、意見交換の間でも隨時お答えいたしますので、適宜お願ひいたします。

それで、納谷座長、先ほど橋本顧問が御要望ということでありましたので、忘れないうちにと思いまして、橋本顧問から。

○橋本顧問 途中で、議論の流れでやりますので。

○大塙室長 では、納谷座長、よろしくお願ひします。

○納谷座長 それでは、今、御指摘がありましたように、橋本顧問から発言をしていただきたいと思います。

○橋本顧問 分かりました。では、私から口火を切らせていただきます。

法曹有資格者の活動領域の拡大なのですが、資料3を読ませていただきまして、大変精力的に検討していただいているように思います。ただ、今後更に詰めを続けられるということですので、少し要望を申し上げさせていただきたいと思います。

時間の関係もありますので、国・自治体・福祉等分科会関係について代表させて申し上げたいと思うのですが、まず国・自治体との関係で言いますと、通し番号25ページの最初のとこ

ろを見ますと、昨年立ち上げた日本弁護士連合会の自治体等連携センターの活動として、自治体におけるニーズ等の把握を目的としたアンケート調査であるとか、各地でのシンポジウムの開催、弁護士会における行政連携メニューの作成、任期付公務員に関するセミナーの開催といった、自治体等との連携強化に向けた取組がなされていることが記されていますが、これらは確かに全国規模で、相當に早いピッチで進められていると聞いています。また、その下には、従前弁護士の関与が十分でなかった政策法務や公金債権回収、包括外部監査といった分野についても、より踏み込んだ取組が進められているとのことであり、一層の進展を期待したいと思います。

これに対し、その下に書かれている福祉の分野についてはより突っ込んだ検討・提言をお願いしたいと思いました。と申しますのは、そこに挙げられている、例えば各弁護士会に設置された高齢者・障害者支援センター等による電話相談とか、子供や貧困に関する分野についての各弁護士会の取組などは今まで行われてきた弁護士や弁護士会によるボランティア的な取組の延長ではないかと思います。先ほども申し上げましたように、福祉分野での取組の最大の障害の1つは、ボランティアではなくて業務として遂行していくための仕組み作り、財政的な基盤作りがなされなかつたところにあったように思っておりまして、今までのよう、一部の志のある弁護士の献身というものに頼っていたのではいつまで経っても領域拡大になりません。

したがって、この点に関して、何らかの仕組み作り、例えば先ほど申し上げました予算の拡充などに踏み込んだ提言をお願いできれば、福祉の分野はうまく回転を始めるのではないかと思っておりますので、それを是非お願いしたいというのが1点でございます。

もう1点は、次の「課題と対応策」に関してです。通し番号26ページのこの項のところを見ますと、自治体分野に関して、日本弁護士連合会においてこういうことをしなさい、それから、自治体においてもこういうことをしたらどうでしょうか、というふうに需要側と供給側のそれぞれに対し、課題を投げかける記載になっています。しかし、例えば推進室が実施した自治体に関するアンケートの結果を見ますと、需要側である自治体の84%が法曹有資格者を採用しませんし、今後も採用する予定がないと回答されているのです。

こういう実情を見たときに、やはり重要なのは、需要側と供給が、各々こうにしなさいと言うに止まらず、両者をどう結び付けてうまく回転させていくかという環境作りを含めた具体的な解決方法ではないかと思います。その点についても具体的にご提示いただければ、その方向に向けて関係者が共に動き出していくということになると思います。各々に対する「べき論」だけでは、なかなかそこから先に行かないのではないかということを思いました。

3点目は、最後の「今後の展望・方向性」の項なのですが、通し番号の27ページの最後から28ページのところに、国や自治体の関係で、必要な法的支援に向けた基盤整備の進捗状況に関する今後の検証という形で、検証の必要性が書かれています。この検証の具体的な主体といいますか、その組織の在り方を具体的にどうお考えになるのかという辺りも、是非御検討いただきたいと思います。先ほど述べましたこととも関連しますが、この分野での活動領域の拡大は、弁護士側の努力は必須であるとしても、それだけで前に進められるものではなく、基盤

整備に向けて需要者側である自治体の方々と連携した取組を行うことが必須のように思います。検証もその一環として、取組を前進させる方向で、連携して行われることが必要だと思いますので、組織づくりに当たっては、そのような点に考慮をお願いできればと思います。なお、この検証の課題は、他の分科会にもほぼ同様に存在すると思います。

以上、3点の要望を申し上げました。

○納谷座長 では、どちらが答えることになりますか。

まず、鈴木参事官から。

○鈴木参事官

まず1点目の御質問につきまして、特に福祉の分野について、ボランティアベースでは難しいのではないかという御指摘については、国・自治体・福祉等分科会においても、自ら法的援助を求めることが困難である者に対して、法的サービスを持続的に提供するための環境整備をテーマとして意見交換がされているところです。

先ほど御説明させていただきましたとおり、このような法的サービスのための体制を検討するに当たりましては、福祉に関わる種々の問題を、法的問題を含めて包括的に解決することの重要性に対する認識を更に深めていくことは必要ですが、これに対して法曹有資格者がいかに有意な役割を果たすことができるのかという点を、社会に浸透させて御理解いただいていくことが先決であるというふうに認識をしているところです。

国・自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に関するこれまでの取組もそういった観点に基づくものでして、今後も引き続き、日本弁護士連合会ですか各地の弁護士会における取組の実績等を踏まえて、有用性の周知に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目のニーズの把握。具体的な指針の話でしたか。

○橋本顧問 そうです。需要側と供給側にそれぞれ、こうあるべきだとおっしゃっているところで止まらずに、何らかの形でそれを解決する仕組みなり、そういうものを是非提示いただけないかということでございます。

○鈴木参事官 御指摘の点につきましても、総括の取りまとめに向けまして、検討してまいりたいと考えております。

また、御指摘の検証の主体という点につきましても、今後の分科会や有識者懇談会におきまして、この先、何をやっていくのかについての意見交換において検討していきたいと考えております。

○納谷座長 では、岩井参事官どうぞ。

○岩井参事官 法曹人口調査のデータを御紹介させていただければと思うのですけれども、法曹人口調査で自治体に調査を行っておりますが、これについては、日本弁護士連合会でも自治体関係で幾つか調査をされておりますので、そういったことも踏まえて調査を実施しております。

前回の1月27日の顧問会議での資料でお示ししましたところで、自治体関係で採用の点のデータを更に細かく見てみたものがあるのですが、そこでは、確かに橋本顧問のおっしゃるよ

うに、八十数%の自治体で法曹有資格者を採用する予定がないと答えていっているのですが、ただ、そのときの資料にありましたように、大規模な自治体というのはこういった消極的反応が少ない傾向もありますし、更に言いますと、実際にこれまで、弁護士の方が自治体で採用されている、その自治体の規模を見てみましても、もちろん、大規模自治体というのもあるのですが、逆に小さいところでもかなり採用されているところもありますので、そういった点で大小様々な自治体で今後の活動が広がる素地もあるのではないかと思っております。

以上です。

○納谷座長 よろしいですか。

それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 1点、企業の方ですけれども、比較的順調に増えてきております。実は、それなりの取組を継続的にやってきた成果かなと思っております。特に経営法友会とか、あるいは組織内弁護士ネットワークが非常に力を入れて、毎年のようにセミナーを全国でやっていただいているし、これからは地方企業ということで、今、まさに地方に焦点を当ててやっていますし、中小・中堅については、1社で持つのは難しいので、業界団体とか地域の経済団体でという話も、今、やっております。そういう意味では、企業の方では直近、年間200人ぐらいの増加と言っていますけれども、このぐらいの数字であればキープできていけるかなと考えています。

有田顧問がおっしゃいましたように、やはり弱いのは海外のところでありまして、一体、海外展開で何をやったらしいかというのがよく分からない。大手の法律事務所は海外、特にアジアに拠点を持ち始めていますけれども、やはり日本と付き合いのある会社の相手しかしてくれていないので、現地に出かけていて途方に暮れている中堅・中小は、最後は大使館に駆け込むぐらいの話しかないので、あり得るとすると、JETROのような公的な機関のお力も借りて現地と交流するのを継続的にやってみるとか、何かやれることははあるかなと思っております。いきなりここで「大規模事務所による大企業への法的サービス」から裾野を広げるとは言っていますけれども、その具体的な中身をもうちょっと練り込んだ方がいいかなと思います。

活動領域については以上です。

○鈴木参事官 まさに御指摘のとおりかと思いますので、今後の総括的なまとめに向けまして、より具体化をしていきたいと考えております。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 今、阿部顧問から話がありました海外展開の関係の部分ですけれども、通し番号31ページの下から7行目ぐらいから「一部の法科大学院において、国際的な法律業務に対応するための基礎を学ぶための講座を設置し、法曹有資格者にも開放しているほか、日本弁護士連合会等においても、各種の研修等の取組を行っている。」とあります。これは具体的にどういうところで、どう行われているのかというのをちょっと紹介してほしいなというのが1つ。

もう1点は、通し番号32ページの2番目のパラグラフの4行目のところに「そこで日本の企業が、海外に展開する際、直面する可能性のあるリスク回避のために、国際的な分野に対応

能力のある弁護士から法的支援を受けやすくする仕組みを構築する必要がある。」とあります。これはまさにそうなのですけれども、具体的にどういうふうなことを考えておられるのか。

それは今の阿部顧問のお話とも連動する問題ですので、そのあたりを教えていただいたらと思って質問する次第です。

○鈴木参事官 まず、余り詳細なところということではないのですが、現在、一部の法科大学院を中心に、今、御指摘いただいたような講座が具体的に実施されている他、日本弁護士連合会におきましても、インターネットを介した講座を開設しており、これが非常に盛況であると聞いているところでございます。

○有田顧問 確かに、公的支援見直し加算プログラムのところで、神戸大学の企業法務の関係で加点するという部分がございましたけれども、その中に入っているという趣旨なのですか。

○鈴木参事官 御指摘のとおりです。

○有田顧問 そういう趣旨なのですね。分かりました。

○鈴木参事官 早稲田大学についても同じです。

○有田顧問 2つ目の問題ですけれども、具体的にどんな法的支援を受けやすくする仕組みを構築する必要があるかという話です。

○鈴木参事官 一例といたしまして、日本弁護士連合会が開設しております海外展開支援弁護士への制度というものがございまして、これは中小企業が中小企業支援団体に対して相談を持ちかけまして、これに対して中小企業支援団体が制度紹介を行ったり、中小企業が日本弁護士連合会の事務局に対する相談の申し込みに対して受理を行うなどするほか、海外展開支援弁護士に対して中小企業が支援依頼を行ったことに対し、相談の日時の調整を行うなど、様々な相談に向けた体制を整えているというふうに聞いております。

○有田顧問 分かりました。

そういうことであるならば、具体的にそういった実施した件数であるとか実績などというものは把握しておられますか。

○鈴木参事官 これまでのところ、相談が100件程度来ているというふうに聞いております。

○有田顧問 100件程度来ているのはいいのですけれども、分かりました。それで、その対応をきちんと日本弁護士連合会等がやって、その満足度がどうなのかという部分なんかはこれから検証の問題ですね。

○鈴木参事官 はい。

○有田顧問 お願ひします。

○納谷座長 それでは、山根顧問どうぞ。

○山根顧問 法曹有資格者が様々な場で活躍するということが目指されていて、人口調査、ニーズ調査と併せて拡大が図られていくという流れであると思われますが、一般市民の立場で言いますと、地味で面倒な役割でも、一人一人の国民の法的トラブルに寄り添って解決に導いてくれる弁護士が増えてくれることを望んでいるので、弁護士としてきっちり弁護士倫理に基づいて、切磋琢磨をしながらしっかりと社会貢献を果たしてください人が、どうすれば市民のすぐ

そばに置けるか、市民生活の中に根付かせることができるか、これをきっちり重視して、拡大領域の議論やそのための制度設計についても進めていただきたいというふうに希望を持っています。

法律の専門家の活躍の場は多くあると思いますし、特に企業、海外等ということで夢を持つて語られますし、確かにそこへのニーズは大きいものがあると思いますけれども、市民・消費者の立場で活動する弁護士の養成に力を入れるということを置いていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木参事官 先ほどの御説明の際にも御紹介させていただきましたが、法曹有資格者の活動領域の拡大という取組自体が、もともと法廷実務にとどまることなく、いわば国民の社会生活上の医師として、その専門的な知見を活用して、社会の様々なニーズに即した法的支援を行うということを目的としているところですので、御指摘を踏まえ、更に検討してまいりたいと考えております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 先ほどちょっと意見的なことも言ったのですけれども、実質的な面としては、どうして活動領域の拡大がなかなか遅々として進まないのかなということについて、もっと切り込んだ、踏み込んだ検討をしてもらい、それを反映したものを作っていただきたいというのが実質面の要望です。

あとは、この実質を文章化をするわけなので、これについて申し上げますが、推進室に提出するということですけれども、これは一般の方の目にも触れる可能性がある文書なので、なるべく分かりやすい、具体性のある記述を心掛けさせていただきたいと思うのです。これは、骨子ですからしようがないところがありますが、一般の方が読んだら理解し難い文章だと思うのです。ですから、そういう点を考えていただきたい。

そのときに、法曹領域の拡大について働きかけをする主体というのは、法務省あるいは日本弁護士連合会ということになります。その働きかけを受ける客体といいますか、働きかけを受けて法曹有資格者・弁護士を採用する、活用するのが国・自治体・福祉の関係とか、企業とか、あるいは海外展開の企業というものです。その両者の取組状況を横から懇談会を見て、状況を把握して、分析して、一定の提言をするという構造になっているわけです。そういうものを踏まえた文章にしたら分かりやすくなると思うのです。つまり、文章を構造的に検討したらいのではないかということが私の提案です。

○鈴木参事官 ありがとうございます。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 少し話が変わるので、先ほどの裁判統計の件についての質問です。見ていて分からなかったので教えていただきたいと思ったのが、先ほどの御報告で、その他の損害賠償請求事件が増加傾向にあるということでしたが、損害賠償請求には、何かの請求に附けて損害賠償をするという附帯請求的な損害賠償もあると思うのです。この種の附帯請求的な損害賠償

は、この中に1件として数えられたのか、それは本体の事件の方に吸収され、カウントされていないという理解でよろしいのかどうか。つまり、ダブルカウントになっているのかどうかというところが1点です。

もう1つは、その他の損害賠償請求が増加傾向にあることの原因、つまり何が要因となっているのかという辺りの分析があるのであれば教えていただきたいと思います。

○岩井参事官 まず、1点目なのですけれども、附帯の請求の場合には、ここでカウントをしていないということになりますて、損害賠償請求それ自体の件数を捉えているということになると思います。

もう1点の、その他の損害賠償の増加の要因なのですが、これについては今回、調査でこういった点が分かったというところがあるのですが、ただ、実際の原因というものをどこまで推しあれるかといいますと、なかなか難しいところがあります。

例えば、こちらは最高裁判所の方で迅速化の検証というものをやっていらっしゃるのですが、そこでも複雑な事件が増えているのではないかといった御意見があり、あるいは吉戒顧問からも以前に同様の御指摘を頂きましたので、そういうことがあるのかなとも思うのですが、明確な原因までは今回の調査では出ていないと思います。

○納谷座長 他はいかがでしょうか。

では、吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 今回、従前の資料よりも更に精緻といいますか、分析した資料をお出しになったので分かってきたのですけれども、やはりその他の損害賠償というものは、統計のとり方が難しいですから、今、橋本顧問のおっしゃったような感じで具体にはつきりつかみ難いですが、おそらく裁判所関係者には、皮膚感覚としては難しい損害賠償の事件が増えてきたなというのはほぼ共通の理解だと思うのです。それがこれに反映しています。そういう事件というものは、やはり本人訴訟ではなかなか難しいので、どうしても弁護士が原告・被告双方に付くということで、それがこの数字に、代理率の部分に出てきたかなと思います。

紛争に対する需要ということで、裁判業務と非裁判業務が書き分けてありますけれども、裁判業務の中でも、確かに民事の事件数は近年横ばいですが、その内実を見ますと、そういう難しいものが増えてきつつある。それで、代理人が付く事件も増えてきているということであれば、弁護士が活躍する部分は裁判業務の中でもまだ伸びる余地があるのではないかなどという感想を持ちました。

○納谷座長 なければ、私から一言。

この有識者懇談会の取りまとめはよかったです。問題はこれから先うんと広がっていくと、法曹人口といいますか、それらに向けて、かなりの数、増えてくるのではないかと思いますけれども、そういう議論はされているのでしょうか。抽象的な話ではなくて、例えば300人とか1,000人とか増えても、これを吸収できるだけの社会的なニーズがあると見ていくのかどうかということをちょっと教えていただきたいのです。

今、法廷実務は既に有資格者のエリアとして議論の対象になっていますけれども、更に法廷

実務以外の分野に広がっていったときに、先ほど山根顧問もちょっとお話ししていましたが、そういう分野まで出していくとき、広がっていくときには、弁護士会以外の関係団体、例えば厚生労働省などのサポートがないと、これは具体化していかないと思う。そういうこととの兼ね合いもあるのですが、そういう周辺環境がきちんとできてくると、かなり法曹からも、ここに入ってくるルートが開拓されるのではないかと思います。

そういう具合になれば、どのぐらいの人数を見込んで皆さんお考えになっているのかということがもし教えていただければと思います。そういうことが提言できれば、もう少し法廷実務以外のところで、ある意味で広がって、またそこでトラブルが起きれば法廷事件に入っていく。こういうスパイラルになるのかもしれません。そこら辺のこととも長期的には考えなければならぬとは思います。

くどいようですが、そういうことを考えて、こちらの意見書もまとめていただければなと思って発言させていただきました。

○鈴木参事官 活動領域の関係での有識者懇談会ですか分科会におきましては、今、納谷座長に御指摘いただいたような点について、今後の展望という議論の中で前回辺りから議論を始めたところですので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○納谷座長 岩井参事官の方で何かありますでしょうか。法廷実務の方は、ある程度の数値は今日の報告で分かりました。そういうところで弁護士がどのぐらい関わっているかもある程度は見えましたが、これがもう少し裾野が広がっていったら、もっと法曹人口があつてもいいのではないかという期待感を、私は持っています。そういうところはどんな見通しがあるのか。この点の議論がなされているかどうか、ちょっと教えていただければと思っております。

○岩井参事官 法曹人口の在り方の議論というものは、またこの後なされていくのかと思いますが、これまでデータを出させていただいているところの関係でも、例えば今までお出ししました裁判事件数の動向を見てみましても、先ほど吉戒顧問からも頂きましたとおり、弁護士の活躍している状況が見えるようなところもあります。

あと、以前にお出ししたアンケート調査の結果を見てみましても、国民の方々の中で弁護士に実際にたどり着けていない人たちがいることも見てとれるところでして、あるいは逆にこういうことを頼みたいというところも見えてきたと思いますので、そういった点を今後も検討させていただきまして、分析して、御報告したいと考えているところでございます。

○納谷座長 ありがとうございます。

では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 ちょっと質問なのですけれども、資料4-3、通し番号59ページの見方なのですが、弁護士未登録者数の推移の一番右の欄の不明・その他の数というのは、要は何をやっているか分からない人は、最終的には第65期では30人いるということなのですが、会社に採用されて、登録はしていないけれども、勤めているみたいな人は、ここには入ってこないですね。

○納谷座長 どうぞ。

○岩井参事官 こここの不明、あるいはその他の部分については、確かに実際にどういうことをされているのかというの分からぬところがあります。やはり登録されてから実際にどういうことをされているのかが分かるところがありますので、なかなか追いにくいところがあるかと思います。実際に働いていらっしゃる方もいるのかとは思うところあります。

○納谷座長 確かに、弁護士会だけの資料がベースになってしまいます。登録しているか、していないかが足掛かりになってしまっていますから、もし可能でしたら、研修所で卒業した時の住所とかその他がありますから、そこから足りない部分を追いかけないと、この最後の何%というのは分からぬかもしれません。それがどうなのがあることもあるのですが、法曹人口全体を考える場合の数として、どのくらい注目すべきかということはまた別の問題であると思っております。

○阿部顧問 恐らく経営法友会が分かると思うのですけれども、社内弁護士とされている人の中には弁護士登録していない人も含まれており、みんな社内弁護士としてカウントしているのです。実際にそういう方はかなりおられるはずなので、それがどこかの数字でお化けになって出てくるとは思うのです。ですから、こここの不明 30 人の中にもそういう人は現に出てくるはずだと思います。

○納谷座長 ありがとうございます。

そういう点は注意していただくということで、よろしいですね。

大体、時間が予定されている範囲ですけれども、どうぞ。

○大塙室長 裁判事件数など、いろいろ御質問あるいは意見交換があったのですけれども、今、話題になりました、質問として出ましたが、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4 とか、いわば供給側の事情についてのデータが出ているわけですので、これについての御意見を頂ければと思いますけれども、納谷座長いかがでしょうか。

○納谷座長 いや、皆さんそういう発言がないので。大塙室長の方からそういう御指摘を受けたので、もしあればどうぞ。

○吉戒顧問 先ほど鈴木参事官の話にばかり行ってしまいましたので、資料 4-3 についても意見を言っていいわけですね。

○大塙室長 お二人並んでいますので、両方について。

○吉戒顧問 資料 4-3、要するに未登録者数について、もう少し細かいデータを調べるようにお願いしたのは私なのですけれども、それを踏まえて今回、資料 4-3 とか資料 4-4 とかを作っていただいて、大変有り難いと思います。

去年までの段階は、修習が終わったら 500 人ぐらい未登録者がいて大変だなという数字が頭に刷り込まれていたものですから、これは大変な就職難だなと思ったのですが、こういうふうに第 66 期まで見ますと、最後の段階まで追跡していただきますと、最終的には不明・その他 30 人ということになるわけですね。ですから、確かに修習が終了してから、時間はかかっているけれども、ほとんどの方がどこか行き先があるわけですので、2,000 人ぐらいいたら 30 人ぐらいは行き場がないといいますか、分からなくなる人はいるのではないかなと思う

のです。

こういう数字を見ていますと、就職難というものはどういう定義で言うかという問題もありますけれども、言われるような就職難ではないのではないか。ただ、確かに自分が希望するような事務所に入れない。ですから、やむを得ず不本意なところに就職する、あるいはいわゆる即独とか、ノキ弁という形を選択せざるを得ない方もいらっしゃると思うのです。そういう意味で、就職状況は決していいとは思わないのですが、言われるほどの就職難ではないのではないかというのがこのデータを整理していただいた印象なのです。

そういう感想を持ちました。

○阿部顧問 繰り返しますが、恐らくこの不明・その他の30人は、就職はしているけれども、登録しない人だけだと思うのです。それで、企業法務の世界ではそういう人たちも何となく社内弁護士という扱いにしてしまっていますから、法曹有資格者で会社へ入ってきて、ただ、弁護士登録をする、しないは自由、特に弁護士会費を自分で払わせているような会社の人たちは、別に登録する必要はないということで登録していない人が多いはずなのです。このぐらいは当然、未登録者は出てくると思うのです。そういう意味では、未登録者であるけれども、未就職者ではないという感じはします。もうちょっと議論は詰めていきます。

○大場室長 ちょっといいでしょうか。

岩井参事官、調査の過程で、その辺はアンケート調査を企業とかにしているわけですけれども、その辺のところは何か分けて、弁護士登録しているかどうかとか、あるいは社内で弁護士として扱っているかどうかとか、その辺の区別はどういう聞き方をして、どういう回答をもらっているかというのは何か分かりますでしょうか。

○岩井参事官 今回、大企業、中小企業と分けて調査をやりましたが、その点については質問の仕方としまして、弁護士、法曹有資格者、それから、司法試験に合格していない法科大学院の卒業生という形で分けて聞いているところがありますので、ある程度のところまではそういった数字は分かることになります。

ただ、実際に、登録をせずに企業で働いていらっしゃる方や企業内弁護士がどうなっているかというところまでは今回の調査では分からなかったところもあります。

○阿部顧問 経営法友会で分かると思いますので、ちょっと確認してみます。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私は、この数字をもって就職難ではないとまでは言い切れないという印象を持ちます。特に選ばなければあるかもしれませんし、食べていくために就職は必要なわけで、だんだん減ってということにはなると思いますけれども、それで必ずしも現状として就職難でないと言い切れるかといいますと、ちょっとクエスチョンだと思います。もう少し調査・分析が何かの形で進まないかなと思います。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 この資料4-3をどう読むか、ここから何が読み取れるかなのですが、例えば、ここ3年くらいの数字を比較してみると、一括登録日以降、1か月、2か月と時間が経った

時点での弁護士未登録者の数字及び割合がだんだんと増えていることが分かります。他方、母数である修習終了者の数はどうかといいますと、第65期、第66期、第67期は、それぞれ50人くらいずつ減っています。つまり、母数は減っているのですけれども、未登録者が増えていることがうかがえるわけで、法曹市場が年々終了者を吸収できなくなっている実態が読み取れる感じを受けます。

それから、現実の修習生について言いますと、例えば求人をかけますと、一人の求人に対して、履歴書が300通以上来まして、とても面接のできない状態であります。履歴書がたくさん来て面接しきれないという話は多くの事務所から耳にするところです。やっと面接にたどり着いたとして、地方から何回も出てきて回るのですけれども、決まらない。その種の活動は修習が始まる前辺りからも始まっていまして、以来ずっと、修習期間中に休みを取りながら出でたり、また、いろいろな伝手を探して就職の口を見つけようとして活動している姿を見ますと、就職難というものをどう定義するかという点はともかく、非常に大変な状態ではないかということを肌感覚として感じます。

彼らは努めて明るく振る舞おうとしているのですけれども、そういう状況を若い人たちが見た場合、果たして法曹資格を取得しようという気持ちを持つようになるのかどうかが、私は心配です。法曹資格取得のためには、法科大学院、司法試験、司法修習というプロセスを経る必要がありますが、それには最短でも3年半以上掛かる上に、その間は奨学金等の借入金で費用を用立て、生計を立てているという状況にあり、就職の問題はその上に覆いかぶさる問題であることを考慮する必要もあるように思います。

先ほどの領域拡大に関して自治体のお話が出ましたが、企業も含めて採用する組織の側からしますと、単に法曹有資格者を求めるのではなくて、むしろ人材を求める声も非常に強いというのは多分、この分野に関係された多くの方々が感じられたと思うのですけれども、そういう面から見ても、法曹にそういう人たちがまず入ってくるかどうか、法曹志願者の層の厚さが重要なのだというふうに認識しております。そういう目から、資料4-3を見ますと、資格取得後1年経てば大体収まるということがポイントなのではなくて、非常な苦労をして資格を取得しながら、しかも1年も前から就職活動を始めているにもかかわらず、資格取得後も無給のまま数か月から半年を経過している人が相当数いるという状況が、法曹の今後にとって解決しないでいい問題なのか、やはり解決すべき喫緊の課題ではないかなということがここからは読み取れるような気が私はしています。

以上です。

○納谷座長 他に何かありますか。

○岩井参事官 1点だけ、データの関係で、先ほどの橋本顧問のお話にありました資料4-3の見方なのですけれども、私の説明では増加の程度が緩くなってきているという紹介をしてしまったのですが、それはこれまでの数字の増え方と比較してということでありまして、橋本顧問のお話の、もともとの登録者全体の母数との関係の話については、こちらはパーセントのところを見ていただきますと、これがどれだけ増えているのかというのが分かるかなと思います。

それで、人数とパーセントを見ていただくことになるかと思います。

以上です。

○納谷座長 なければ次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

○大塙室長 鈴木参事官、岩井参事官、ありがとうございました。

それでは、次に「法科大学院について」の議題に移りたいと思います。

今回は、共通到達度確認試験についての御報告と意見交換をお願いしたいと思います。

共通到達度確認試験につきましては、平成25年12月の第4回顧問会議におきまして、中央教育審議会における検討状況等を御報告いただいたところでありますけれども、その後の試行に向けた取組状況について、文部科学省から御報告をいただきたいと思います。

義本審議官、牛尾専門教育課長、よろしくお願ひいたします。

○牛尾課長 それでは、私から御説明をさせていただきます。通し番号63ページから御覧いただければと思います。

まず63ページにつきましては、この到達度確認試験の基本設計をまとめております。中央教育審議会におきましてワーキンググループを作りました、この基本設計についての基本的な考え方をまとめております。

2. のところに書いておりますように、基本的には教育の質の保証という観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして考えております。より具体的には、法科大学院のそれぞれの教育課程で学修した内容について、進級時に到達度を確認しまして、大学側からしますと、その後の学修や進路指導、進級判定等に活用する。また、学生本人におきましても、全国規模の比較の中で自らの学修到達度を客観的に把握していただくことが可能になり、その後の学修の進め方の判断材料として御活用いただけると考えております。

実施時期等でございますけれども、左下に整理しておりますように、法学未修者を対象としました1年次の学年末、未修者・既修者共通に2年次の学年末。試験科目につきましては、憲法・民法・刑法を中心にしつつ、2年次末につきましてはその他の科目も実施することも想定しております。

より具体的な進め方については、今年度からの試行試験を通じまして、難易度や試験の具体的方法などについて検証しながら、更に議論をしていきたいと思っております。

また、この確認試験と司法試験の短答式免除との関係につきましても、今後の検証作業を通じて、関係省庁とも御相談しながら、更に検討を続けていこうと思っております。

おめくりいただきまして、通し番号64ページが本年度に実施いたします試行試験の準備状況でございます。

実施体制といたしましては、本年度につきましては、東京大学を中心に、京都大学、一橋大学の御協力も頂く形で、本年度の問題の準備、また、その後の分析などをお願いするという体制をとっております。

試験としまして「3月中旬」と書いておりますが、具体的には3月12日に実施する予定で、

今、準備を進めております。

科目は、憲法、民法、刑法の3科目で、マークシートを使った短答式という形で実施する予定にしております。

問題の準備・分析等は、先ほど御紹介した3大学でやっていただきますけれども、実際に受けさせていただく学生につきましては、それ以外の大学にも幅広く声を掛けておりまして、現在、法学未修者1年生がいる大学は66校ございますが、そのうちの57校から参加したいという表明を頂いているところでございます。

終わりましたら、3月以降、4月にかけまして、実際の結果の分析等をしまして、またこの場でも御報告できるようにしたいと思っております。

それから、この試行と併せまして、それを踏まえた本格的な実施体制をどうしていくかということについて詰めるための検討会議を文部科学省に今年の1月から置かせていただいております。通し番号65ページと66ページに資料として用意しております。

まだごく骨組み的な基本設計しかできておりませんので、更にそれを肉付けしていく作業、更には特に実施機関をどうするかといったことについて、この検討会議で今後検討していくことになると思います。

通し番号66ページに、委員の先生方のお名前を載せておりますけれども、大学関係者と法曹関係者それぞれから御参画を頂いているところでございます。

通し番号67ページは、試行試験とこの調査検討会議の関係を図式的に示したものでございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大塙室長 それでは、ただいまの報告につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告について御質問がございましたら、適宜お願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○納谷座長 それでは、今の段階での検討状況の御報告ですけれども、そのことについて確認したいことがありましたら、どうぞ。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 質問ですけれども、3月に行われるというのは、受験生には耳に入っていることだと思います。その成績、分析、それから、その後の教育指導の方向性といったものをどの程度の範囲の人たちに通知もしくは連絡するのか、例えば受験している個人はもちろんですが、大学も通知する範囲に多分入るのだろうと思います。ひいては、どの程度、点数の分布を大学別に公にするのかしないのかも含めて、そのあたりはどうお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○牛尾課長 今、御質問頂いた内容は、試行段階と本格実施の段階でも異なってくると思っております。本格実施の段階では、当然、個人の学修指導にも生かしていくということですので、学生にも細かい情報をお知らせしていきたいと思うのですけれども、今回は少なくとも、第1回目につきましてはまず試行の段階でございまして、その問題が適當かどうかをまさに検証す

る性格のものですので、今、想定しておりますのは、今回のこの成績で直接、進級判定などに使うのは少し時期尚早かなど考えております。問題水準等が、まだ初めてのものでございますので、そういう意味では、全体状況の分析や、その中で、ある法科大学院全体としてどういう位置にあるかといったことについては分析してお知らせすることを考えております。

それから、学生本人については、今回は自己採点をしていただくことを考えておりまして、自分でどこに丸をつけたか控えておいていただいて、それと正答のものを見比べていただいて、自分で採点していただく形を考えておりまして、その後、全体の分析資料などを公表させていただこうと思いますので、それと比較すれば、自分がどういうことかというのは、受けられた当該御本人には分かる。ただ、そこの大学自体には個人個人の情報までは、今回は控えさせていただこうかなと思っております。いろいろな分析作業には使わせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたが、今回については試行の第1回目なので、問題の中身、あるいは水準等についての適切性が必ずしも担保されていませんので、その結果が不利益に使われないようにという趣旨でそうさせていただいていますが、当然、本格実施の際にはそういうことも含めて、御本人なり当該大学にお知らせしていかなければいけないと考えております。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 質問です。今回は東京大学、京都大学、一橋大学の参画を得て実施ということですけれども、今、お話を伺いますと、57校が参加をするということでありますと、そこの57校についても分析をするということで、ただ、そこについても結果については公表されるということでしょうか。

○牛尾課長 そうです。全体の分析の材料には当然、御参加いただいた全ての学校が対象になるということですけれども、個々の中身の公表については、少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 東京大学、京都大学、一橋大学と、あと57校で、法学未修者1年次生なので、全体のボリュームといいますか、何人ぐらいになりますか。

○牛尾課長 ざっと申し上げますと、800名ぐらい未修者がおりますけれども、あと、留年されている方も受けることは可能ですので、留年者と合わせますと全部で1,000名弱ぐらいです。その中の57校ですので、もう少し実際の数は減りますが、マックスでそういう数字でございます。

○吉戒顧問 マックスが1,000名ぐらいで、そういう方が全国規模で同じ試験問題を受けて、後で解答を渡していただいて、自己採点するということですね。

試行段階ですから、そういうものでいいと思いますけれども、本当に画期的な試みであると思います。やはり自分の力が全国規模でどのくらいかを知り得るのは大事なことだと思いますので、これがいい方向で実施していただけることを期待したいと思います。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 試行が3月に行われるということですが、今後、顧問会議との関係では、どの段階で検討経過の御報告をいただくことになるのか、この制度などに関して意見をいう機会はいつ持たれることを予定されておられるのか、という点についてお尋ねしたいと思います。

○牛尾課長 当然、なるべく急いで分析はしたいと思いますけれども、3月中にでき上がるのは難しいと思いますので、恐らく4月に入った段階のしかるべき時点で推進室とも御相談申し上げて御報告できるようにしたいと思います。

○橋本顧問 今後の予定について質問をさせていただきましたのは、同じく共通到達度確認試験と呼ぶといたましても、1年から上がるときの試験と、2年から上がるときの試験とは全く性格が異なるように思いますので、そのことについては一度きちんと議論をする機会を頂きたいと思ったことによります。今日は試行の御報告なので、その種の内容には立ち入りませんが、そこは非常に重要なところではないかと思っているということでございます。

○納谷座長 4月かそこらには、結果についてここで御報告していただきて、何らかの形で議論をしていただきたいという希望は文部科学省の方にはあるのですか。要するに、今、橋本顧問が言いましたように、この試行をしてみて、結果をどこかの場で検討するのでしょうか。少なくともこの顧問会議で報告を4月頃にする予定ではいるみたいに聞いたのですが。

○義本審議官 その時点で御意見を伺いたいと思いますし、また、今、橋本顧問がおっしゃったように、来年においては2年次から3年次の進級も含めて、拡大してやろうということでございますから、その話については、また逆に、試行結果が出ない段階でございますけれども、顧問会議の中においていろいろ御意見がございましたら頂いて、それを私どもとしては考えていきたいと思っております。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 3大学はいいのですけれども、上位校3校でサンプルを探って、それでこのままというのはちょっときついのかなと思います。参加希望の法科大学院を加えてということなので、なるべく早く、広く対象を探っていただきたいということで、やはりどういうまとめ方にしろ、何らかの形でこちらに御報告は頂きたいなと思っております。

○牛尾課長 先ほども御説明しましたように、実際に受験される学生は今の時点でも57校を想定しておりますので、3大学に限らず広く受けさせていただいて、サンプルも集めたいと思っております。

○納谷座長 よろしいですか。

なければ、私の方でお願いといいますか、この資料1の「法曹養成制度改革の推進について」という一覧表があるのですけれども、その中で共通到達度確認試験（仮称）のことについて、司法試験との関係が一応触れられておりまして、端的に言いますと、短答式の免除も視野に入れてというところまで一応、問題提起されて、ここの顧問会議の方にも出てきております。

ですので、今、作られた試行で用いられている試験問題がどのレベルに将来に向けて使うと

すれば、幾ら試行といえども、短答式と同じレベルなのか、それより低いのか、いろいろあるだろうと思いますけれども、そんなことを視野に入れて少し作られているのでしょうか。多分そうだろうとは思うのですが、その辺はちょっと確認しておきたいと思うのです。

○牛尾課長 今回の試行試験の問題そのものについて申し上げますと、未修者の1年生の学年末ということですので、必ずしも短答式免除に直結するものではありませんけれども、ただ、そこをまたベースにして、では、2年次はどのくらいに設定したらいいのかといった議論は当然これから行うことになると思いますので、そういう意味では関連性はあると考えております。

○納谷座長 先ほどの発言の中で、法務省等々も関連して検討を進めていきたいということはおっしゃられていますけれども、それはある時期からはどこかでやらなければいけないと思います。その点について、どんな予定でいるか。スケジュールとしてお持ちでしょうか。

○義本審議官 先ほど御説明しましたように、文部科学省の中においても本格実施に向けたそういう検討の体制を作らせていただいて、大学の先生だけではなく、法曹界からも入っていたり、議論をする予定でございます。ですから、その中では、先ほど申し上げましたように、問題のレベルの設定の問題、それから、やはりこれは安定的に実施することが大事でございますので、その実施体制も含めて議論し、そこで成案を得ていきたいと思います。

当然のことながら、顧問会議で御報告させていただいて、そこで頂いた意見を検討会にフィードバックさせていただいて、議論を進めていきたいと思っております。

○納谷座長 この資料を見ますと、検討会議の方でおやりになるということで、結構だと思うのですけれども、このメンバーを見ますと、西山副室長もメンバーに入っているようなのですが、やはり1人だけでいいのか。もう1つは、はつきり言えば、省と省の間で何か合同的な会議もしなければいけないのではないかという考えをもっているのですけれども、そういう将来の実施に向けての機関なんかは、まだ今のところは検討段階のレベルでしょうか。それとも、ある程度構想しているのか。ちょっとお聞きしたいです。今、発言できなければ結構ですが。

○牛尾課長 今後、進捗状況を含めて、まずはこの体制でよく試行させていただいて、検証させていただきますけれども、だんだん実施体制などの構想が煮詰まってくればもう少ししっかりした形での検討もあり得るとは思っております。

○納谷座長 いずれにしましても、これからは、吉戒顧問もよく話をしていますけれども、やはり法科大学院の改革がある程度進んだことと司法試験の改革が、ある程度セットで考えていかなければなりません。その辺の速度をちょっと考えながら御検討していただく必要があるかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

何か他にございますか。

今のところ、こういう状況であるということですので、よろしいでしょうか。

○大場室長 義本審議官、牛尾専門教育課長、ありがとうございました。

それでは、特に御発言がなければ、今日の議事はこれで終わりたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 今まで我々、1年以上にわたって法曹養成制度の在り方の問題を議論してきたの

ですが、法曹養成制度全体像についてどう思うのかという部分ではなくて、各制度のしかもパッチャーワーク的な話が多かったと思うのです。

これを進めてこられた推進室から、タイミングや時期についてはお任せするにしても、法曹養成制度のあるべき全体像といいましょうか、そういうものを推進していく立場の方々は一体どう考えておられるのかということをお伺いする機会があれば、もう大体終盤に来ておりますので、是非聞かせていただきたいと思います。

パッチャーワーク的なものではなくて、全体を見据えた、腰の座ったものがあるのだろうと思うのです。それが一体、何なのか。ビジョンといいましょうか、そういうものを聞かせていただいたら、今後の最終段階における我々の意見調整も含めて、大いに参考になるのかなと思いますので、是非大塙室長の口からお聞きしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○大塙室長 設置期限が7月でありますて、この顧問会議も今日で16回を迎えるわけであります。私たちとしても最終的な全体像は示さなければいけないと思っております。それが全体を見渡した、筋の通ったものかどうかというのは一番難しいわけですけれども、私たちとしても最終的な推進室、あるいは最終的な推進会議としての取りまとめをどんな形でやっていくのかというのは、今、準備は少しずつでも進めているところですから、しかるべき時期になりましたら、またこの顧問会議でも報告させていただきたい。そして、それについても御意見を頂戴したいと思っているところです。

ありがとうございました。

○納谷座長 座長としても、今、有田顧問がおっしゃられたようなことはできるだけ早く出していただきたい。骨子でもよろしいですから。個々の残された課題というものはまだ言いつ放しのままで終わっている部分もあると思いますので、その辺の調整も含めて早くお出しitなければ有り難い。

取りまとめ案を出すことによって、いろいろアクションはあるかもしれません。しかし、それはそれとして、もうそろそろ、そういう方向に少しずつ、進めてほしい。3月、4月の間では何らかの形で、見えるような形にしていただければ有り難いなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大塙室長 時期、タイミングについては、全体の関係もありますので、調整させていただきたいと思います。

○納谷座長 推進会議でも御検討ください。

○大塙室長 それでは、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議でございますが、3月19日木曜日の午前10時からで、場所は本日と同じ、法務省第1会議室となっております。

よろしくお願ひいたします。

○大塙室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。